

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定電気通信役務の範囲）</p> <p>第十八条 法第二十条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送役務、専用役務並びに主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務であつてその全ての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）及び総合デジタル通信サービスに係る端末系伝送路設備を用いるもの（次の各号に掲げるものを除く。）とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>三 端末設備の提供に係る電気通信役務</p> <p>四 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務</p>	<p>（指定電気通信役務の範囲）</p> <p>第十八条 法第二十条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送役務、専用役務並びに主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務であつてそのすべての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）及び総合デジタル通信サービスに係る端末系伝送路設備を用いるもの（次の各号に掲げるものを除く。）とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務</p> <p>四 端末設備の提供に係る電気通信役務</p> <p>五 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務</p>

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。